

安曇野市森林経営管理制度実施方針

一部改正 令和6年3月25日

1. 趣旨

安曇野市森林経営管理制度実施方針(以下「実施方針」という)は、安曇野市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう安曇野市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2. 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- ①安曇野市の森林は19,982.79haで、うち民有林は10,473.59haとなっている(令和3年4月現在)
- ②民有林で、所有者自らが管理する森林(公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く森林)が4,674.09haあり、その内令和2年9月1日時点で4,244.20haが間伐等の整備が必要な状態にある。
- ③安曇野市は旧町村単位で豊科地域、穂高地域、三郷地域、堀金地域、明科地域の5地域に分かれている。これらの地域はさらに区単位に分かれており、豊科地域は23区、穂高地域は23区、三郷地域は14区、堀金地域は9区、明科地域は14区に、それぞれ区分されている。
- ④安曇野市内では、令和5年9月1日時点で、林業事業者3者及び安曇野市により1250.78haの森林経営計画が策定されている。5地域ごとの策定面積は、穂高地域が348.89ha、三郷地域が165.51ha、堀金地域が551.31ha、明科地域が185.70haとなっている。なお、豊科地域は計画が策定されていない。
- ⑤松くい虫被害

安曇野市内では、松くい虫被害が深刻な状況である。平成12年度に初めて被害が確認され、平成25年度に被害量が8,817m³とピークを迎え、その後徐々に減少し、令和3年度には5,795m³となっている。松くい虫被害対策として、樹種転換、伐倒駆除、地上散布、無人ヘリ散布、有人ヘリ散布、樹幹注入を行っている。

(2) 基本的な考え方

安曇野市では、森林所有者(林業事業者への長期施業委託含む。以下同じ)による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、手入れの進んでいない人工林針葉樹について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて公益に資する森林へと誘導を行うことを目標とする。

また市内の対象となる全森林について1回目(十数年で完了する予定)の意向調査を終えたのち、地域課題・森林の状況・政策・予算等を勘案し実施方針を再考することが必要である。

3. 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

① 経営森林として除外する森林

- ア. 森林経営計画策定森林(2013年以降の森林経営計画承認分)
- イ. 市有林
- ウ. 穂高地域の別荘地
- エ. 団体有林
- オ. 保安林(ただし一体的整備が必要とされる場合はこの限りでない)
- カ. 集積計画策定予定日の10年前以降に施業履歴がある森林
- キ. 広葉樹林(ただし特筆すべき状況がある場合はこの限りでない)

(2) 対象森林面積等

- ① 対象森林の面積及び森林資源:1,286.96ha・・・詳細は別紙1(森林資源構成表)のとおり
- ② 対象森林の位置・・・別紙図面のとおり
- ③ 対象森林に関わる筆数(概数):3,089筆

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ① 意向調査は令和2年度から開始する。
- ② 意向調査は優先度の高い地区から進めることとし、その計画は別紙2-2のとおりとする。
- ③ 調査方法は郵送を基本とするが、地区の状況によって個別対応(個別訪問、地区説明等)も検討する。
- ④ 意向調査の回収は郵送を基本とするが、地区の状況によっては直接回収も検討する。

- (4) 事業者による森林整備が予定される森林においては意向調査の対象から一旦除外するが事業者が実施の意思表示をして5年以上経過しても集約化及び森林整備が進まない箇所においては、安曇野市による意向調査を行うものとする。

4. 意向確認後の森林経営管理の方針

- (1) 管理を委託したいと回答があった場合は、当該森林を精査し集積計画を策定する。ただし、経営管理権集積計画を定めるかどうか検討を行い、定めない場合もある。定めない場合の例は以下のとおりとする。

- ・ 係争地であるため、ただちに経営管理権を設定することが困難な森林
- ・ 申し出のあった森林が0.1ha未満の小面積であって、周辺森林について、経営管理意向調査を実施しても経営管理集積・集約化が見込めない森林
- ・ その他、安曇野市の判断により対象外とする森林

- (2) 経営管理権集積計画を定める森林については、対象区域を明確化する。

- (3) 現地調査等により、林業経営に適すると判断される場合には、経営管理実施権を設定する民間事業者を選定する。

- (4) 森林経営計画策定の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第 33 条 1 に基づく区域設定を検討する。
- (5) 林業経営に適した森林においては、適期に間伐及び主伐・再造林を行い、成林するまでの保育を行うこととする。
- (6) 林業経営に適さない森林であって、今後も整備の予定が立たないと想定される森林について、基本的に広葉樹林化もしくは針広混交林化を図るものとする。ただしライフラインや景勝地の近隣においては、立地に対して最適な林型を目指すものとする。

5. 森林経営管理制度の実施コストについて

- (1) 市が森林経営管理制度を実施する経費(意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、市民への制度周知などに要する経費)は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をする。
- (2) 森林環境譲与税は安曇野市森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。
- (3) 安曇野市森林環境譲与税基金は、森林経営管理制度の実施のほか、市内の森林整備の促進等について譲与税の趣旨に沿って使用される。

6. その他特記事項

- (1) 実施方針については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は市民が閲覧できるものとする。
- (2) 意向調査や現地調査の結果は森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- (3) 一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の市の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、他の市町村と情報共有し、連携して進める。